

「浦添市景観まちづくり計画の改定（案）」に関するパブリックコメントの募集結果について

「浦添市景観まちづくり計画の改定（案）」に関するパブリックコメントの募集結果について、市の回答と併せて以下の通り公表いたします。市民の皆様には、計画の閲覧及び貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。ご提出いただいたご意見については、浦添市景観まちづくり計画の改定及び今後の取り組みの参考にさせていただきます。

◆ パブリックコメントに寄せられた意見と市の回答

意見番号	該当箇所	ご意見の内容 (赤字は表記の検討)	市の回答
1	P.16 2-(1). ゾーン・エリア 分け及び方針の 見直し、重点地 区等の候補地 景観形成目標	<p>西海岸の景観を捉える場合、自然環境(イノー海域、生物多様性)の保全に基づく里浜の自然環境のバランスが崩れるときれいな海浜の風景も見られなくなる。西海岸域の貴重な海浜景観を守るためには、里浜条例やガイドラインの理念に基づく人々の行動変容が求められる。また、【景観形成目標】は、以下のような表現が良いのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 西海岸における貴重な自然環境の保全により、人と自然が共生し、未来に残す里浜の風景と各地域の特色を活かすとともに連動する自然豊かな海浜地域に配慮した新たな都市景観の形成に取り組みます。 	<p>・いただいたご意見に関し、西部開発ゾーンの景観形成の目標について「各地域の特色を活かすとともに」という表現の中にカーミージー周辺等の自然景観を活かす旨も含んでおりました。ご意見の通り当該ゾーンにおいては、カーミージー及びイノー等の自然環境の保全が必要であると認識しております。そのため、「自然環境の保全」に関する文言の追記を検討いたします。</p>

2	<p>P.16 2-(1). ゾーン・エリア 分け及び方針の 見直し、重点地 区等の候補地</p> <p>概要</p>	<p>地域の固有名詞には、港川も追記すべきである。また、港湾計画で位置付けている、自然環境を保護する地域を明記する。さらに、西海岸は埋立を前提するのではなく、少なくとも開発という言葉が適切であるため、【概要】は以下のような表現がよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋富祖、城間、港川地先の海岸域から空寿崎(カーミージー)においてサンゴ礁に囲まれたイノー(礁池)・有する自然環境を保全する地域・西海岸埋立開発地区と牧港補給地区(キャンプキンザー)の跡地利用を考慮したにより豊かな海域を保全しつつ、新たなまちづくりを進める地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見に関し、カーミージーにおいて字港川地区も含まれるため、「港川」を追記いたします。また、意見番号1に対する回答に記載の通り、カーミージー及びイノー等の「自然環境の保全」に関する文言の追記を検討いたします。 ・いただいたご意見に関し、西海岸埋立地区とは、臨港浦添西原線や大型商業施設が立地する地区を意味しています。しかし、ご意見のように誤解を招く恐れがあることから、表現について検討いたします。
3	<p>P.25 2-(1)-⑦ エリアの考え方 (西海岸周辺エ リア)</p> <p>景観形成の方針</p>	<p>自然景観は、自然環境を保全することで成立するものであり、必要な施策を推進する必要がある。西海岸エリアだけでなく、港湾計画による自然環境を保護する地域もあり、保護・保全の具体的な取り組みが必要であることから、【景観形成の方針】は、以下のような表現がよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海・空への眺望景観を保全し、自然景観と調和させることで、海域の自然環境(風景)を保全するエリアと、新たな顔となるウォーターフロントの創出及び、賑わいある景観形成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見に関し、意見番号1に対する回答に記載の通り、カーミージー及びイノー等の「自然環境の保全」に関する文言の追記を検討いたします。

4	P.25 2-(1)-⑦ エリアの考え方 (西海岸周辺エ リア) 景観の特性	<p>自然景観は、多様な生態系の保全が必須の条件である。【景観の特性】は、以下のような表現がよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市の西側の東シナ海に面するカーミージー周辺は自然海岸が残されており、干潟とサンゴ礁に囲まれた礁池(イノー)が広がるなど、良好なで多様な生態系による自然景観が形成されています。 	<p>・いただいたご意見に関し、ご意見の通り文言の追記を検討いたします。</p>
5	P.25 2-(1)-⑦ エリアの考え方 (西海岸周辺エ リア) 景観の特性	<p>地域自治会や生物の専門家などが、長年港川小学校4年生の総合的な学習の時間を活用して、先生と連携して環境教育のプログラムを実施し、児童たちは自然観察を通して主体的に環境学習に取り組んでいる。環境教育と環境学習が相互に補完し合うことで継続的な通りくみを推進している。【景観の特性】は、以下のような表現がよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 良好で多様な生態系によるな海辺の自然資源の環境を活用した環境教育・環境学習が行われています。 	<p>・いただいたご意見に関し、ご意見の通り文言の追記を検討いたします。</p>
6	P.25 2-(1)-⑦ エリアの考え方 (西海岸周辺エ リア) 景観の特性	<p>重点地区及び景観地区の候補地として、カーミージー周辺海域には、海浜公園エリアとともに、隣接する2つの自然砂浜地区を含む必要がある。【景観の特性】は、以下のような表現がよいのではないか。</p> <p>(カーミージー周辺の自然海浜区域：カーミージーの海岸植物群落、2箇所の自然の砂浜)。</p>	<p>・いただいたご意見に関し、「カーミージーの海岸植物群落」及び「2箇所の自然の砂浜」については、重点地区又は景観地区の候補地として検討しており、「カーミージー周辺の自然海浜区域」に含んで考えています。表記方法については、文言又は図等、分かりやすい表現ができるよう検討いたします。</p>

7	P.25 2-(1)-⑦ エリアの考え方 (西海岸周辺エ リア) 課題	<p>西海岸の自然海浜地区には海没地区も含まれる。現在はキャンプキンザーの敷地内ではあるが、基地の返還とともに海岸域の保全が必要となる。【課題】は、以下のような表現がよいのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然海浜の残る魅力ある海岸線として、特にカーミーギー周辺海域及び海没地区のウォーターフロントの形成を図るため、景観資源の保全・活用に取り組む必要があります。 	<p>・いただいたご意見に関し、「魅力あるウォーターフロントの形成」は、現行の景観まちづくり計画においても「楽しめるウォーターフロントとする」として目標に掲げております。そのため、ウォーターフロントの表現は残しつつ、「カーミーギー周辺海域及び海没地区」については、文言の追記を検討いたします。</p>
8	P.25 2-(1)-⑦ エリアの考え方 (西海岸周辺エ リア) 課題	<p>市民協働の取り組みで制定された国内で唯一の里浜条例、ガイドラインは西海岸の自然風景を保全する目的でもあり、市民・県民・来訪者に向けて効果的な普及啓発に繋げる施策を推進する必要がある。【課題】は、以下の項目を追加したほうがよいのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 西海岸・カーミーギー周辺海域の貴重な自然環境を保全・活用するために策定された「浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例」、「うらそえ里浜の保全・活用ガイドライン」の普及啓発を推進する。 	<p>・いただいたご意見に関し、ご意見にある条例及びガイドラインの担当部局である環境保全課やその他関係部局と連携し、普及啓発に努めてまいります。また、「浦添市景観まちづくり計画」への掲載については、関係部局と協議の上、検討いたします。</p>
9	P.25 2-(1)-⑦ エリアの考え方 (西海岸周辺エ リア)	<p>自然海浜の風景を保全するためには、海岸清掃(ビーチクリーン)の継続的な活動を推進する目的、仕組みづくりが必要である。一社)うらそえ里浜・未来ネットワークでは、ビーチクリーン活動を通して未来に残す自然風景づくりを目的に取り組んでいる。【課題】</p>	<p>・いただいたご意見に関し、ごみの散乱については、良好な景観を阻害する要因の一つであると考えます。ごみの問題は、当該エリアのみならず、市内全域における課題であると認識しております。行政だけの取り組みでは解決できず、市民及び市外より来訪される方のご協力が</p>

	課題	<p>は、以下の項目を追加したほうがよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 西海岸道路等の整備でアクセスが良くなり、来訪者の増大によるごみの散乱が景観阻害要因となっている。また、砂浜地域での海岸漂着物、特にマイクロプラスチック類の堆積による生態系への影響が懸念されることから、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生の抑制に努めるとともに、美しく豊かな自然風景を保全するために市民協働によるビーチクリーン活動を推進する必要があります。 	<p>不可欠となります。そのため、当該エリアの課題ではなく、市民協働の取り組みに関する課題として、追記の検討をいたします。</p>
10	<p>P.25 2-(1)-⑦ エリアの考え方 (西海岸周辺エリア)</p> <p>課題</p>	<p>西海岸ビーチクリーン活動の目的の一つとして、海没地区の自然砂浜再生プロジェクトに市民協働で取り組み、里浜の自然風景を再生する意義を発信していきたい。【課題】は、以下の項目を追加したほうがよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カーミージー北側の自然を保全する海域と繋がり、カーミージーの砂浜とともに貴重な海岸線を有する海没地区(キャンプキンザー沿岸地域、海岸線≒980m)の自然風景を形成する砂浜再生に取り組む必要があります。 	<p>・いただいたご意見に関し、自然海岸の保全については、現行の景観まちづくり計画においても目標を掲げており、改定後も引き続き取り組んでまいります。砂浜の再生については、総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画と整合を図りながら、関係部局と連携し、今後の課題として検討いたします。</p>

11	42 ページで赤い線で示している75mというラインについて	<p>提案で示している伊祖は、市街地地域となっていますが、42 ページで赤い線で示している75mというラインにマンションがかかっているのが写っています。</p> <p>今後、30 年以上経って建て替えが必要になったとき、今の高さを保証できるでしょうか。</p> <p>今回の改正で高さ制限を設けて、今と同じ条件で建て替えができないとなると一生住める家ではなくなります。建て替え時期に高齢者になる予定の私にとって死活問題です。また、資産価値が落ち売買に影響がでます。</p> <p>建て替えが必要な時に現存する建物の高さを保証して頂きたい。市制が住民の住居、資産を守れるようになることを強くお願いします。</p>	<p>・いただいたご意見に関し、市内各ゾーンの最高限度高さの基準は、市内の良好な景観を形成するための目標値として設定しております。市街地ゾーンの西側においては、浦添大公園展望台及び浦添市運動公園の東屋より、海への眺望が確保できるよう標高 80mを最高限度高さの目標値としております。</p> <p>しかしながら、各ゾーンにおいて、目標高さを超える既存の建築物を複数確認しております。浦添市景観まちづくり計画の改定後、目標高さを超える建築物は、建て替え時に基準に適合するようご協力いただき、景観誘導を行いたいと考えております。しかし、敷地、地形、周辺環境等の状況により、やむを得ず高さの基準を超える建築物は、本市景観まちづくり審議会のご意見をお聞きしながら、市民の皆様の過度な負担とならないよう、対応を検討いたします。また、改定後も市や社会全体の情勢等の変化に対応するため、約 10 年を目途に浦添市景観まちづくり計画の見直し等を行っていく予定です。</p> <p>市内の良好な景観を形成するため、本市の景観に関する取り組みへのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>
----	-------------------------------	---	---